

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

条 例

- | | |
|--|---|
| ○北海道議会情報公開条例の一部を改正する条例…… (議会事務局総務課) | 1 |
| ○北海道議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
..... (議会事務局総務課) | 2 |

公布された条例のあらまし

◇北海道議会情報公開条例の一部を改正する条例 (条例第59号)

1 趣旨

開かれた議会をより一層推進するため情報公開の開示の対象とする公文書の範囲の拡大、公文書である電磁的記録の開示の方法の拡充等を図るとともに、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の制定にかんがみ所要の改正を行うため、この条例を制定することとした。

2 内容

- (1) 公文書について、文書、図画及び写真並びに電磁的記録であって、議会が組織的に用いるものとして、議長が別に定めるところにより事務局において管理しているもの（官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。）と定義することとした（第2条第1項関係）。
- (2) 電磁的記録の開示について、視聴、閲覧、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が別に定める方法により行うこととした（第2条第2項関係）。
- (3) 開示請求に係る公文書に独立行政法人等に関する情報が記録されている場合について、当該情報を国及び地方公共団体に関する情報と同様に扱うこととした（第9条第1項関係）。
- (4) その他所要の改正を行うこととした。

3 施行期日

この条例は、平成15年10月1日から施行することとした。ただし、2の(3)の規定は、公布の日から施行することとした。

◇北海道議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 (条例第60号)

1 趣旨

極めて厳しい財政状況にかんがみ、議長、副議長及び議員の期末手当を減額することとするため、この条例を制定することとした。

2 内容

議長、副議長及び議員に係る平成15年12月から平成17年12月までの期末手当の額は、その額に100分の90を乗じて得た額とすることとした（附則第4項関係）。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

北海道議会情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年8月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第59号

北海道議会情報公開条例の一部を改正する条例

北海道議会情報公開条例（平成11年北海道条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「含む」の次に「。以下同じ」を加え、「電子計算機による処理に使用される磁気テープ、磁気ディスクその他一定の事項を記録しておくことのできるこれらに類する物であって」を「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、議会が組織的に用いるものとして」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

第2条第2項中「公文書（平成11年6月1日以後に作成し、又は取得したものに限る。以下この項において同じ。）を閲覧に供し、又は公文書の写しを交付する」を「文書、図画又は写真（平成11年6月1日以後に作成し、又は取得したものに限る。）にあっては閲覧又は写しの交付により、電磁的記録（平成11年6月1日以後に作成し、又は取得したものに限る。）にあっては視聴、閲覧、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が別に定める方法により開示する」に改める。

第9条第1項第2号中「国」の次に「、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）」を加え、同項第4号中「議会と国」の次に「、独立行政法人等」を加える。

第19条第2項中「当該開示公文書の写し」の次に「（電磁的記録媒体等に複写したものを含む。以下同じ。）」を加える。

第22条を次のように改める。

（法令等の規定により開示される公文書）

第22条 議長は、法令等の規定により、何人にも開示請求に係る公文書が第2条第2項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第2条第2項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

第30条中「閲覧」の次に「、視聴」を加える。

附 則

1 この条例は、平成15年10月1日から施行する。ただし、第9条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の北海道議会情報公開条例の規定は、この条例の施行の日（前項ただし書に規定する改正規定に係る部分にあっては、公布の日）以

後の公文書の開示の請求について適用する。

北海道議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年8月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第60号

北海道議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
北海道議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年北海道条例第67号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

4 議長、副議長及び議員（第4条第1項後段に規定する者を含む。）に係る平成15年12月から平成17年12月までの期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額に100分の90を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。